

司法試験委員会会議（第153回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

令和元年11月6日（水）13：50～14：30

2 場所

法務省司法試験考查委員室

3 出席者

○ 司法試験委員会

（委員長）神田秀樹

（委員）大塙亮太郎、高橋美保、長谷部由起子、春名一典、村田涉（敬称略）

○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

濱克彦人事課長、大久保仁視試験管理官（幹事兼任）、阿波亮子人事課付

4 議題

- (1) 令和元年司法試験予備試験口述試験合格者の決定について（協議）
- (2) 令和元年10月10日実施に係る幹事会における協議について（報告・協議）
- (3) 令和元年司法試験の結果について（報告）
- (4) 特任研究者の公表について（報告）
- (5) 令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）
- (6) その他（報告）
- (7) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

資料1 令和元年司法試験の採点実感

資料2 特任研究者名簿

資料3 令和元年10月15日付け長野県弁護士会会长名の「令和元年司法試験合格発表についての会長声明」

資料4 令和元年10月15日付け兵庫県弁護士会会长名の「令和元年司法試験最終合格発表に関する会長声明」

6 議事等

- (1) 令和元年司法試験予備試験口述試験合格者の決定について（協議）
 - 令和元年司法試験予備試験口述試験について、司法試験予備試験考查委員会議の判定に基づき、総合点119点以上の476人を合格者とすることが決定された。
- (2) 令和元年10月10日実施に係る幹事会における協議について（報告・協議）
 - 幹事からの報告内容
令和元年7月3日開催の司法試験委員会において設置が決定された幹事による第3回幹事会が、幹事全員の出席により、同年10月10日に開催されたので報告する。

幹事会の冒頭では、令和元年10月9日開催の司法試験委員会における報告状況等の説明が行われ、引き続いて協議に入った。

まず、司法試験の実施時期についての具体的な検討に先立ち、1年に1回司法試験を実施するという現行の運用を前提として、改正法施行後の司法試験実施時期を検討することにつき、幹事の意見の一致をみた。

続いて、司法試験の実施時期につき検討する方法として、各考慮要素の観点から、検討対象となる五つの実施時期候補について、それぞれのメリット・デメリットを挙げていくという方法が、より網羅的かつ客観的な検討に資すると思われるため、これを念頭に協議を行うこととされた。

協議においては、1点目の考慮要素である「法科大学院教育と司法試験との連携」の観点を中心とした意見交換がなされ、その前提として、まず、幹事から、京都大学及び中央大学の年間行事予定について、法科大学院及び法学部の具体的な日程が紹介されるとともに、東北大学について京都大学との違いという観点からの補足的な説明がなされた。

年間行事予定としては、法科大学院について、入学式、前期授業開始、履修登録期限、前期授業終了、前期試験、後期授業開始、法科大学院入試、後期授業終了、後期試験、修了・進級判定等のスケジュールが紹介され、法学部についても、学部入試、授業実施期間、卒業判定等のスケジュールが紹介されるなどした。

また、在学中受験資格を取得するための要件の一つとして「当該法科大学院において所定科目単位（裁判官、検察官又は弁護士となる者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得していること（についての学長の認定）」とされていることとの関係で、司法試験の実施時期が法科大学院のカリキュラム編成に与える影響について、以下のようなやり取りを経て、仮に5月説又は夏頃説を採用することとなれば、在学中受験資格を取得するためには、法科大学院2年次終了までに所定科目単位を修得する必要があることとなるが、法科大学院においてそのようなカリキュラム編成を行うことは十分可能であると見込まれるとの結論に至った。

- ・ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、所定科目単位の内容について、法務省の考え方として、「あくまでも法科大学院修了が原則的な受験資格であることからすると、司法試験の在学中受験資格の取得に当たって修得する必要があるものとして定める法律基本科目や選択科目相当科目の単位数については、専門職大学院設置基準において法科大学院修了要件として定められる単位数と基本的に同一となるものと考えている」旨発言した

また、「司法試験の実施を夏頃と仮定した場合、在学中受験資格取得に係る要件充足の確認手続のために要する期間等を考慮すると、2年次後期終了時点までの修得単位が基準となるものと考えられる」旨も発言した

要は、司法試験の実施を夏頃と仮定した場合、在学中受験資格を取得するためには、少なくとも、法律基本科目については48単位、選択科目相当科目については4単位を、2年次終了までに修得する必要があるということである

- ・ 同委員会においては、この法務省の発言に対する異論が出されることはないかった

- ・ 各法科大学院のカリキュラムを見てみると、2年次終了までに修得すべきとされる単位数は50単位程度であり、多いところは60単位を超えてる状況にあることからすれば、法務省発言のようなカリキュラムを組むことは十分に可能である
- ・ 学生にとってやや過密なスケジュールとなる側面はあるものの、展開・先端科目や法律実務基礎科目等について夏休み期間中や3年次後期に集中的に開講するなど、科目配置を工夫することによりある程度緩和することができる
- ・ 単位制度という観点から考えると、既修者の場合、既修者認定で30単位までの範囲で修得済みとみなされることからすれば、法律基本科目と選択科目相当科目の合計52単位からこれを差し引いた残りの22単位を1年間で修得すればいいこととなるので、そのようなカリキュラムを組むことは十分に可能である
- ・ 法科大学院修了生も含めた学生にとって一番良い時期を考えた上で、その時期に試験を実施可能かどうかを検討すべきである
- ・ 学生の学修に与える影響を鑑みると、考慮要素のうち「法科大学院教育と司法試験との連携（法科大学院教育を十分に行い得る時期での実施）」が最も重要であり、これを踏まえると、司法試験の実施スケジュール等を見直し、合格発表までの期間短縮を図るべきではないか

法科大学院の授業や学生の動向との関係では、司法試験の実施時期が法科大学院3年次前期及び後期の在り方に与える影響に関しても協議がなされ、

- ・ 司法試験を夏頃に実施することになれば、法科大学院の3年次後期の開講科目は、展開・先端科目や法律実務基礎科目といった司法試験にとらわれない法科大学院らしい実務的・専門的なものとなり、そのことにより司法修習への円滑な接続が図られることも期待されるというのが、立案時における法務省・文科省の想定である
- ・ 司法試験の実施時期がいつになるかが、法科大学院3年次前期及び後期の在り方に影響を与えることは間違いないが、合否いずれの場合であっても、「学生の動向」は個々人の問題であり、実施時期を決めるに際して決定的な考慮要素とはならない
- ・ 2月又は3月説を採用すれば、法科大学院3年次前期及び後期の在り方は、現在とほとんど変わらないと思うが、2月又は3月説には、ギャップタームとの関係で大きな問題点がある
- ・ 5月説や夏頃説になれば、3年次後期に合格者、不合格者、未受験者が混在することがあり得るが、どのように対応するかは各法科大学院の状況によって異なるため、各法科大学院において検討し、工夫することであり、また、それは十分可能である

といった意見が出された。

また、3年次後期の位置付けには合格発表の時期も影響を与え得るとの意見が出され、これに関しては、国会の審議において、あくまでも仮定に基づく話であることを前提としつつ、司法試験を7月頃に実施するとすれば、合格発表は10月頃になるものと考えられるという答弁を行っていることが紹介された上、試験の実施から合格発表までの期間を何とか短縮できないかにつき詳細な検討を行うことを前提として、ここでの議論においては、司法試験の実施から合格発表までの期間を現在よりも短縮されたおおむね3か月間程度として考えてもよいのではないかとの意見が出された。さらに、それを前提としても、2月又は3月説では合格発表がど

んなに早くても5月又は6月ということとなり、司法修習の開始時期は更に数か月後になることから、改正法において念頭に置いていたギャップタームの解消を図ることができないばかりか、法科大学院修了者にとってあまりにもギャップタームが長すぎるものとなってしまうこととなり、相当ではないとの意見が多数出された。

続いて、在学中受験資格を取得するためのもう一つの要件として、「司法試験が行われる日の属する年の4月1日から1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること（についての学長の認定）」とされていることとの関係で、この点に関する司法試験委員会事務局から法科大学院への照会に対する法科大学院からの回答時期について、出願者の3年次前期における履修登録の内容を踏まえての回答を行うことを前提に、

- ・ 中央大学については、ゴールデンウィーク前頃に回答できるのではないかと思う
- ・ 京都大学や東北大学については5月中旬頃になる可能性が高く、他の国立大学も同様ではないか

といった意見が述べられた。また、現行の運用について、事務局から、法科大学院修了資格での出願者については法科大学院に修了の有無の事実確認の照会を行っているところ、令和元年の司法試験においては、法科大学院の回答期限から受験票の発送までの期間が約2週間半、回答期限から試験の実施までの期間が約50日間であったことや、その間の具体的な事務作業の内容等について詳細な説明がなされた結果、それらの状況を踏まえれば、在学中受験資格の要件充足を確認して受験票を発送できるのは最短で5月末頃となり、試験の実施はどんなに早くても6月以降となることが避けられないとの意見が複数出された。

さらに、協議においては、法科大学院の学生にとって、法科大学院で学んだ成果を十分に發揮することができる時期かどうかといった視点から、

- ・ 5月説では、在学中受験を選択する学生にとって、法科大学院の教育を1年間しか受けずに司法試験を受けることとなり、特に未修者は2年間の勉強で受験することとなるなど、あまりに酷である

また、10月から11月説も、学生にとって、3年次後期の授業期間中に、授業の予習復習に追われる中で司法試験を受験するということになり、あまりにも過酷である上、教育効果という点においても受験環境という点においても相応しくないのではないか

- ・ 学生と接している者の感覚としては、特に未修者を中心に、一応は在学中受験にチャレンジするが、本当の勝負は法科大学院修了後であると考える学生が一定数出てくると思われ、そういう学生を想定すると、法科大学院修了から司法試験までの間隔があまりにも空き過ぎるのは問題である

法科大学院教育と司法試験の連携という観点からも、法科大学院修了から半年以上も学生を放置すれば学修の成果が薄くなることは当然であり、そのような状況下で法科大学院教育の成果を試すというのは問題ではないか

在学中受験は、義務的なものではなく、あくまでも選択肢なのだから、在学中受験を選択しない学生のことも考えるべきである

といった意見が出された。

また、試験の実施時期を検討するに際して、学んだ内容を整理して試験に向けて論述を構成するための熟慮期間、総まとめをする期間は、準備期間として一定期間必要なのではないか、

準備期間は不要という法科大学院もあるかもしれないが、多くの学生にとっては準備期間は必要ではないかとの問題提起がなされたところ、

- ・ 「準備期間」というのが、それまでの勉強を総まとめして体系化する期間という意味であれば、それがどの程度の期間かは別として、多くの学生にとって、ある程度は必要であると思う
- ・ 問題は、そのための期間を、いつ・どの程度確保すべきと考えるかだと思うが、1か月間を超えるような準備期間では間延びし過ぎだと思われるし、実施時期候補の各説との関係では、授業や定期試験等との関係で、どの説を探ってもそれぞれに課題がある
- ・ 在学中受験は義務付けられるものではないのだから、法科大学院で学んだことを総まとめして体系化するための期間をいつどのように確保するかは、学生が自ら考えて選択すべきことである
- ・ 実施時期をどの時期にするとしても、
 - ・ クオーター制を導入する
 - ・ セメスター制を維持しつつ、1週当たりの授業回数を増やす
 - ・ 定期試験の時期を繰り上げる・繰り下げる

などの方法を採用することにより、各大学において、司法試験受験のための準備期間を確保することは技術的に対応可能だと思われ、当該期間の確保が必要だと考える大学においては、それができるように技術的に対応すればよく、また、その必要はないと考える大学については、特に対応しなければよいのであるから、準備期間の要否については、司法試験の実施時期を考える上で考慮する必要はないのではないか

- ・ 考慮要素には重要性の高いものとそうでないものとがあると思うが、準備期間の要否という視点は、考慮要素としての重要性が低いものの一つだと思う

といった意見が出された。

以上のような意見交換を踏まえ、幹事の一一致した意見として、

- ・ 5月説は、法科大学院を修了してからの受験を選択する学生にとって法科大学院教育との接続の点でメリットが認められるものの、在学中受験を選択する学生にとっては法科大学院教育の期間が短すぎて酷である上、ごく一部の優秀層しか在学中受験による時間的・経済的負担の軽減の利益を受けられないのであれば改正法の理念に沿わないこと、在学中受験資格の確認手續が間に合わない可能性が非常に高いこと等の理由により、採用するのは非常に困難であること
- ・ 2月又は3月説は、他の説に比べて在学中受験を選択する学生の勉強期間が最も長くなることや、法科大学院が現行のカリキュラム等に変更を加える必要がほとんどないといったメリットが認められるものの、法科大学院修了資格による受験を選択する学生にとって法科大学院修了から司法試験までの間が空き過ぎてしまい法科大学院における学習成果を十分に発揮することが難しいと思われることや、法科大学院修了から司法修習開始までには相当の期間が空いてしまうこととなって、ギャップタームの解消という改正法の理念に反することになること等の理由により、採用するのは非常に困難であること

を確認し、今後は、その他の三つの説、すなわち「7月及び8月を中心としてその前後を含む夏頃説」、「10月又は11月説」及び「12月末頃説」について検討を進めることとなった。

(3) 令和元年司法試験の結果について（報告）

- 事務局から、令和元年司法試験の各科目の考查委員から資料1の採点実感が提出され、法務省ホームページで公表することについて、報告がなされた。

(4) 特任研究者の公表について（報告）

- 事務局から、最終の委嘱期間を満了した日（又は辞任した日）から1年を経過した特任研究者（司法試験委員会が考查委員の人選に関する助言を委嘱した学識経験者）に関し、資料2の特任研究者名簿を法務省ホームページで公表することについて、報告がなされた。

(5) 令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）

- 事務局から、令和2年司法試験及び司法試験予備試験に関する実施打合せ考查委員会議の協議事項等について説明がなされ、了承された。

(6) その他（報告）

- 事務局から、長野県及び兵庫県の各弁護士会から司法試験委員会宛てに送付された資料3から資料4について報告がなされた。

(7) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、令和元年12月に開催することが確認された。

（以上）